

【件名】

中野区バリアフリー基本構想改定の考え方について

【要旨】

1. これまでの経過

「中野区バリアフリー基本構想（以下、現構想）」について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」の改正等を踏まえ、区では改定協議会を設置し現構想の改定作業を進めてきたところである。これまで 4 回開催した改定協議会では、バリアフリー化の方針や重点整備地区等について選定を行ってきた。また、バリアフリー化に向けた事業を検討するため、高齢者や障害者団体とともに重点整備地区内のまち歩き点検を実施し、歩道や公園のほか、公共施設等のバリアフリー化状況の確認を行った。

2. 検討中の主な改定内容

（1）移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の設定（別紙 1）

面的・一体的なバリアフリー化の必要性が高い地区として、区内の鉄道駅周辺を新たに「移動等円滑化促進地区」に位置付ける。

また、その中からバリアフリー化事業の実施が特に必要であり、バリアフリー化を重点的・一体的に実施する地区として、現構想と同様に 7 地区の「重点整備地区」を位置付ける。

（2）移動等円滑化促進方針の制定（別紙 2）

移動等円滑化促進地区内における面的・一体的なバリアフリー化の方針について、国や東京都のバリアフリー化の基準のほか、鉄道・バス事業者のバリアフリー化計画、区民アンケートや団体ヒアリングの結果を基に分野別（鉄道駅・バス・道路・交通安全施設・公園・建築物・心のバリアフリー）に作成する。

（3）特定事業の設定（別紙 2）

重点整備地区におけるバリアフリー化を実現するため、行政や各事業者等が生活関連施設や生活関連経路等を対象に取り組む事業等を位置付ける。

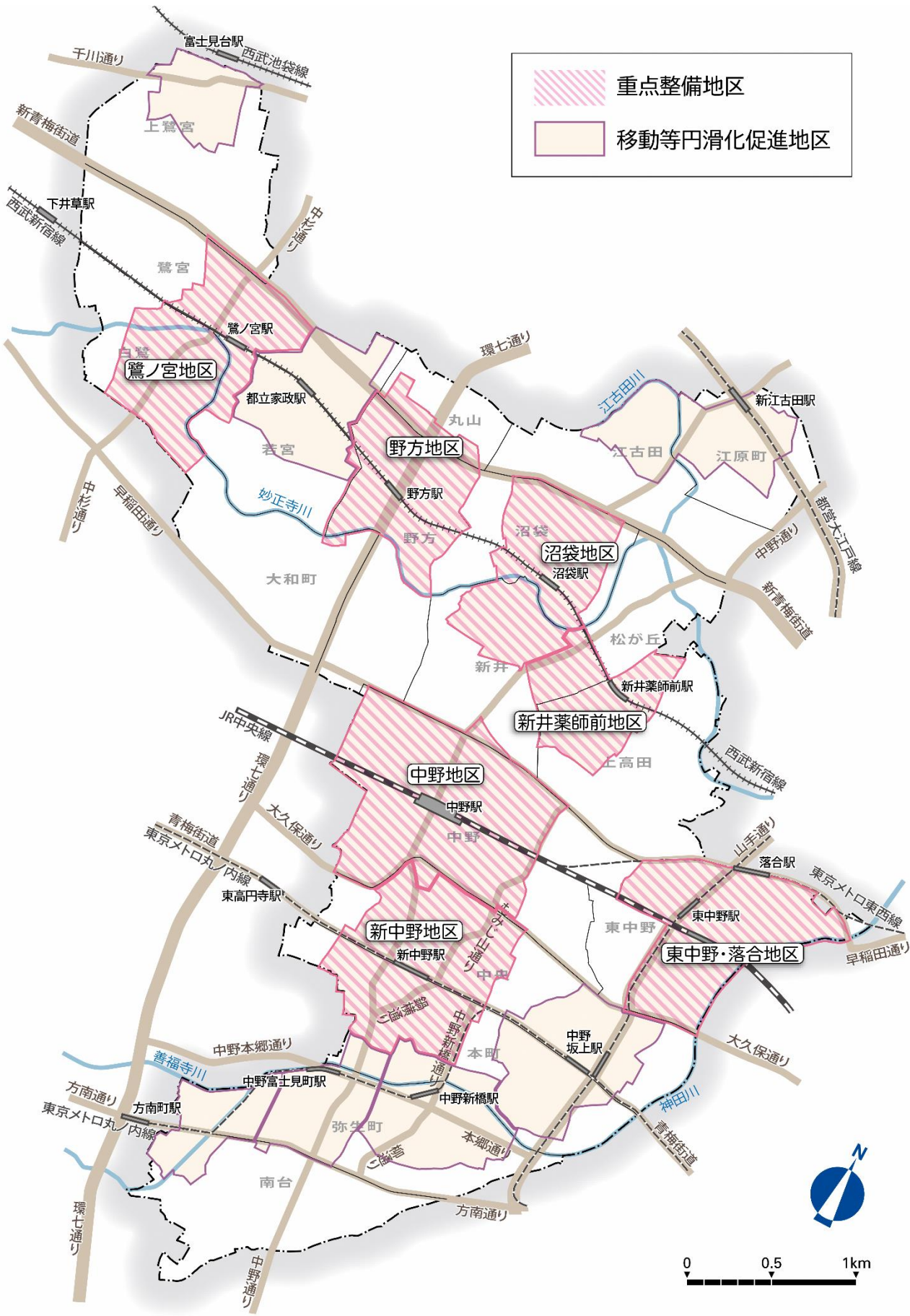
（4）教育啓発特定事業の位置付け

心のバリアフリー推進のための学校と連携した教育活動や、住民等の関係者の理解増進、又は移動等円滑化の実施に必要な啓発活動に関する取組等を位置付ける。

3. 今後の予定

令和7年11月	改定素案の意見交換会
令和8年2月	改定案のパブリック・コメント手続き
3月	中野区バリアフリー基本構想の改定

<移動等円滑化促進地区及び重点整備地区>



<移動等円滑化促進方針のメニューと主な内容>

鉄道駅	・安全・安心に利用しやすい駅の整備 ・利用しやすい設備の整備 ・わかりやすい誘導案内設備の整備
バス	・利用しやすい車両の導入・車内環境の整備 ・待合環境の確保・整備
道路	・誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備 ・適切な交通安全施設の整備
公園	・安全で快適に利用できる公園の整備
建築物	・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備
心のバリアフリー	・障害者への理解促進・啓発活動 ・適切なコミュニケーション ・施設や設備の適正な利用、マナーの向上 ・情報の提供

<特定事業の対象と事業例>

鉄道駅 バス車両	・旅客施設におけるエレベーター、視覚障害者誘導用ブロック、バリアフリースイレ、ホームドアの整備等 ・ノンステップバスの導入等
道路	・歩道の段差や勾配の改善、歩道の平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等
公園	・園路の幅員の確保、傾斜路の設置、バリアフリースイレの設置等
建築物	・特定の建築物における、出入口・廊下等の幅員の確保、傾斜路の設置、階段の手すりの設置、バリアフリースイレの設置、車いす使用者用駐車施設の整備等
交通安全施設	・音響機能等を付加した信号機の整備、エスコートゾーンの設置等
教育啓発	・児童、生徒等の理解を深めるための教育活動、住民及び関係者の理解と協力の確保ために必要な啓発活動、事業者の研修等の実施等